

受変電設備を設置する事業者の皆様へ

平成 29 年 4 月 1 日、中小企業等経営強化法施行に伴い、「経営力強化税制」がスタートしました。この税制は、従来実施されていた「生産性向上投資促進税制（所得税優遇措置）」と「経営力強化税制（固定資産税特例）」が一体化されたもので、（一社）日本配電制御システム工業会は、対象設備のうち受変電設備について本税制の適用を受けるための確認団体になっています。

当該設備を設置する場合は、弊会会員にご用命下さい。

◆中小企業経営強化税制の概要

この税制の適用を受けるには、事前に申請事業者が「経営力向上計画」を作成、主務大臣に申請し、認定を受ける必要があります。

認定に基づき、対象設備が要件を満たしていることが確認された場合、下記 2 項目について税制優遇が受けられます。

- ①固定資産税が 3 年間半分に減免されます。
- ②対象設備について、即時償却又は 7%（※1）の税額控除

（※1）資本金が 3000 万以下の場合 10%

なお、固定資産税特例の【建物附属設備】の場合に、適用される設備取得地域は、40 道県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府を除く。）及び適用外 7 都府県の一部業種に限定されています。【機械及び装置】は、全国・全業種対象です。

◆適用期間

- ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

◆弊会が要件を確認できる設備

- ・【建物附属設備】及び【機械及び装置】のうち「受変電設備」

◆証明書の申請時期

- ・証明書の発行が必要なお客様は、早めに受配電設備メーカーにお申し出ください。

◆証明書発行手数料等

証明書発行手数料は、1 通につき弊会会員 1,000 円（税抜き）、会員以外の方は、3,000 円（税抜き）です。

なお、紛失、破損、記載事項の訂正等の理由で再発行が必要となった場合、再発行しますが、手数料 1,000 円（税抜き）を申し受けます。



詳細はウェブページでご確認ください。

URL: <http://www.jsia.or.jp/>

一般社団法人日本配電制御システム工業会

TEL : 03-3436-5510 (H29. 4. 25)